

## 【採択事業者における建物費を計上される場合の宣誓・同意書の提出について】

事業再構築補助金の補助対象経費に建物費を計上される場合に関して、

以下のとおり、交付申請時に根抵当権に関する「宣誓・同意書」を提出していただく運用を実施することとなりましたので、お知らせいたします。なお、建物費の計上をされない場合には、ご対応は不要です。

### （事業再構築補助金における根抵当権の取扱い）

事業再構築補助金では、補助事業により整備した施設等の財産に対して根抵当権の設定を行うことは認められないこととなっております。

建物の建築予定地に根抵当権が設定され「追加担保差入条項」が設定されている場合には、補助事業により新築する建物に対して新たに根抵当権が設定されることとなり、補助事業として遵守いただくべき事項に違反が生じます。

このため、補助事業の遂行にあたっては、権利者である金融機関等より建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除について同意を得ていただく必要があります。改修の場合は、改修予定の建物に元々土地の根抵当追加差入義務が生じた場合でも、根抵当権を外すことは求めません。しかしながら、補助事業完了までに様式 11 担保権承認申請をし、承認を受ける必要があります。

### （「宣誓・同意書」の提出のお願い）

#### ■第 1 回・2 回採択事業者向け

##### 1. 11 月 12 日以降に交付申請される事業者

建物費を計上される場合には、交付申請時に、「補助対象経費により取得する建物に係る宣誓・同意書」（参考様式）をあわせてご提出ください。

※宣誓・同意書の同意事項に該当する場合には、「報告書：根抵当権設定義務の免除について」（参考様式）を補助事業の実績報告時にご提出いただきます。

代表申請をされた事業者は、必要な連携先事業者に共有いただき、ご対応を頂く様、お伝えください。

##### 2. 11 月 11 日までに交付申請済みの事業者（含む交付決定通知を受領の事業者）

以下の期日までに、「補助対象経費により取得する建物に係る宣誓・同意書」（参考様式）をご提出ください。

※宣誓・同意書の同意事項に該当する場合には、「報告書：根抵当権設定義務の免除について」（参考様式）を補助事業の実績報告時にご提出いただきます。

- ・提出期日：2021 年 12 月 24 日（金）
- ・提出先：<mailto:kakunin@jigyo-saikouchiku.info>
- ・メール件名：【事業再構築補助金】 宣誓・同意書提出
- ・ファイル名：R から始まる受付番号+事業者名【宣誓・同意書】
- ・メール本文：R から始まる受付番号及び貴社名を必ず記載してください。

#### ■第 3 回採択事業者向け

建物費を計上される場合には、交付申請書別紙 1 内「補助対象経費により取得する建物に係る宣誓・同意書」シートに入力の上、交付申請時に提出してください。